

国東市葬斎場管理業務業者選定プロポーザル
実施要領

令和 8 年 1 月

国東市

目次

1	目的	3
2	業務概要	3
3	業務基準	4
4	業務内容	4
5	参加資格要件	4
6	選定の日程及び手続き	5
7	審査方法及び評価基準	6
8	質問及び回答	8
9	企画提案書等の提出	8
10	審査結果の通知及び公表について	9
11	失格基準	9
12	プロポーザルの辞退	9
13	契約手続き等	10
14	その他留意事項	10
15	附属資料(別紙)	

1 目的

国東市葬斎場の管理に係る業務を委託するにあたり、業務の効果的・効率的な運営及び市民サービスの向上を図るため、業務に対する専門的知識、実績、技術的能力及び新たなサービス提案等を勘案し、最も適切な者の選定をプロポーザル方式により、公平かつ厳正に行うために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務年度・業務名

令和 7 年度 国東市葬斎場管理業務

(2) 所在地

国東市国東町中田 3016 番地の 61

(3) 延床面積

1, 189.01 m²

(4) 建築構造

鉄筋コンクリート平屋一部 2 階建て

(5) 供用開始

平成 4 年 4 月～

(6) 施設内容

告別ホール、告別室 2 室、炉前ホール、待合ホール、待合室 3 室、収骨ホール、収骨室 2 室、靈安室、制御室、機械室、電気室、事務室、会議室、給湯室、自動販売機コーナー、電話コーナー、靈灰塔、駐車場他

(7) 火葬炉設備

標準炉 2 基、大型炉 1 基、汚物炉 1 基

(8) 委託期間

① 契約期間（履行期間）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで(3 年間)

② 雇用・準備期間

受託者は契約締結後、業務を実施するため火葬等業務の知識と技術を有する人員等を令和 8 年 3 月 15 日までに確保することとし、業務開始日(令和 8 年 4 月 1 日)から適正に業務を遂行できるための自社研修等を終えることとする。

なお、施設運転の指導期間は 30 日間予定し、受託開始までの研修や運転指導等に係る経費については、受託者の負担とする。

(9) 業務委託料

① 上限額について

業務委託料は、債務負担行為にて 3 年間における総額 75,801,000 円(消費税額及び地方消費税額含む)を上限に設定する。なお、上限額を超えての提案は失格とする。

② 支払方法について

支払いについては令和 8 年 4 月 1 日からとし、支払い方法については月額払いとする。

(10) 事務局

国東市環境衛生課 環境衛生係

住所 : 〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川 149 番地

電話 : 0978-72-9001(直通)

FAX : 0978-72-9002(直通)

E-Mail : kankyo-eisei@city.kunisaki.lg.jp

3 業務基準

(1) 業務時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時

(2) 開場時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時

ただし、市長において必要があると認めるときは、変更する場合がある。

(3) 休業日

1 月 1 日、8 月 16 日

(4) 火葬件数(過去 3 年)

令和 4 年度 601 件

(火葬件数別稼働日 0~1 件/204 日、2~3 件/138 日、4 件以上/21 日)

令和 5 年度 579 件

(火葬件数別稼働日 0~1 件/192 日、2~3 件/150 日、4 件以上/23 日)

令和 6 年度 531 件

(火葬件数別稼働日 0~1 件/186 日、2~3 件/144 日、4 件以上/33 日)

4 業務内容

業務内容は、具体的な内容は「国東市葬斎場管理業務仕様書」に記載。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件をすべて満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当

しない者であること。

- (2) 過去 5 年間(実施要領等の公表日を基準日とする)において、地方公共団体から元受けとして斎場の管理運営に関する業務を受託し、履行した実績があること。
- (3) 参加申し込み時点において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続き開始の申し立てが行われた者、又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続き開始の申し立てが行われた者でないこと。
- (4) 国東市入札参加資格停止等措置要領に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 令和 7 年 4 月 1 日時点において、大分県内に本店又は支店若しくは営業所を有する法人・組合であること。
- (7) (6)を満たす法人・組合との JV 方式による参加を可能とする。

※ただし、代表者を明記すること。また、JV 方式を採用する場合は、参加する全ての法人・組合が(2)を満たすこと。

6 選定の日程及び手続き

- (1) 選定の日程(各実施日については、都合により変更する場合がある。)
 - ① 実施要領等の公表(ホームページ) 令和 8 年 1 月 15 日(木)
 - ② 質問書の締切 令和 8 年 1 月 22 日(木)
 - ③ 質問書に対する回答 令和 8 年 1 月 23 日(金)
 - ④ 参加表明書受付締切 令和 8 年 1 月 30 日(金)
 - ⑤ 参加資格確認結果通知及び参加要請書発送 令和 8 年 2 月 2 日(月)
 - ⑥ 提案書等の提出締切 令和 8 年 2 月 16 日(月)
 - ⑦ 審査及びプレゼンテーション 令和 8 年 2 月 18 日(水)
 - ⑧ 契約候補者の公表及び選定結果通知 令和 8 年 2 月 25 日(水)
 - ⑨ 業務委託契約締結 通知後速やかに締結
- (2) 参加申込方法
 - ① 提出書類
 - ア 参加表明書(様式 1)
 - イ 参加資格要件に関する誓約書(様式 6)

- ウ 企業の概要が確認できる書類(様式任意、パンフレット等でも可)
- エ 企業の貸借対照表及び損益計算書(直近事業年度)
- オ 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類(本書提出前3か月以内に発行された原本)
- カ 受託実績調書(様式2)

- ② 提出部数 各1部
 - ③ 提出方法 持参または郵送(書留・簡易書籍・特定記録郵便のいずれか)
 - ④ 提出場所 住所 : 〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149番地
国東市環境衛生課 環境衛生係
 - ⑤ 提出期間 令和8年1月23日から1月30日までの午前8時30分から午後5時までただし、期間中の土曜日、日曜日は除く。(郵送の場合は期間内必着)
- (3) 参加資格の確認及び結果の通知について
参加資格の確認結果については、参加表明者全員に通知する。
なお、通知は令和8年2月2日(月)に発送予定。

7 審査方法及び評価基準

(1) 選定方法

① 選定委員会

行政職員で構成する「国東市葬斎場管理運営業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)で審査し、選考する。なお、選定委員会は非公開とする。

② 審査方法

選定委員会は、提案された企画提案書等の内容及びヒアリング(プレゼンテーション)により、選定委員会が以下の評価項目を総合的に審査・評価し、最も評価の高い提案を行ったと認められる者を契約候補者(最優秀者)とし、契約候補者が辞退した場合は次点者を選定する。

なお、参加者が1者のみであった場合でも、評価委員の審査のうえ、取得点数が合計点の6割以上であれば、受託候補者として選定する。

③ ヒアリング(プレゼンテーション)

ヒアリング(プレゼンテーション)の詳細については、参加者に対して後日通知することとし、実施方法については次のとおりとする。

- ア 説明は提出された企画提案書を基本とする。
- イ 追加資料の配布、模型等の持ち込みは禁止とする。
- ウ 説明のためにプロジェクター、スクリーン、パソコンを使用すること

を可とする。その場合、パソコンは参加者の持ち込みとし、その他の機材は市が用意する。

エ ヒアリング（プレゼンテーション）の参加人数については、3名以内とする。

④ 評価基準

評価項目	審査における観点	配点
提案者の実施体制・実績	本業務の安定的な実施を期待し得る実績を有しているか審査する。	
	① 提案者及び業務従事予定者は、本事業の安定的な履行や実績及び経験等を有しているか。	5
ア 業務に対する理念・基本的な考え方	本業務を請け負うにあたっての基本的な考え方を審査する。	
	① 提案者の経営理念（目的、方針、組織状況等）が本業務にふさわしいものか。	10
イ 業務体制に関する考え方	② 業務実施に係る取組方針において、火葬業務の重要性、特殊性を十分に理解しているか。	5
	本業務を請け負うにあたっての実施体制について審査する。	
ウ 業務従事者の教育体制に関する考え方	① 組織体制、人員配置は適切であるか。	5
	② 提案者としての組織体制、経営基盤は十分であるか。	5
エ 緊急時・危機管理・大規模災害時の対応に関する考え方	業務従事者に対する教育体制について審査する。	
	① 業務従事者に対する研修、教育方法等は具体的かつ適切に提案されているか。	10
オ サービス向上のための自由提案並びに施設利活用	事故等の対応及び災害等緊急事態発生時における対策について審査する。	
	① 事故等の発生時の対応が具体的かつ適切に提案されているか。	5
	② 災害等緊急事態発生時に迅速かつ必要な体制が構築できる組織能力、バックアップ体制があるか。	5
オ サービス向上のための自由提案並びに施設利活用	本業務を請け負うにあたってのサービス向上の提案および品質の確保について審査する。	
	① 施設利用者のサービス向上に資すると考えられる提案がなされているか。	10

の考え方	② 提案者の品質管理にかかる取組は適切か。	5
カ 苦情への対応	施設利用者からの苦情等について適切な対応方針について審査する。	
	① 施設利用者等とのトラブルや苦情等の対応方針、マニュアルの策定方針は適切か。	5
キ 業務従事者 の市内雇用に対する考え方	業務従事者の市内雇用の考え方について審査する。	
	① 業務従事者(予定者)の市内雇用について配慮しているか。	5
労働福祉の考え方	業務従事者の社会保険・福利厚生の考え方について審査する。	
	① 業務従事者の社会保険・福利厚生について配慮しているか。	5
価格評価	提案された見積額に関する経済性を審査する。	
	① 提案された見積額の経済性	20
合計		100

8 質問及び回答

(1) 質問

① 提出書類 プロポーザルに関する質問書(様式7)

② 質問方法 電子メールで事務局あてに送付すること

E-mail : kankyo-eisei@city.kunisaki.lg.jp

※メール送信後、事務局(0978-72-9001)へ電話し到着確認をすること。

※評価等に影響を及ぼすおそれがある質問については受け付けない

③ 提出期間 令和8年1月15日(木)から1月22日(木)までの午前8時30分から午後5時まで

ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日は除く。(郵送の場合は期間内必着)

(2) 質問への回答

① 回答方法 市ホームページに掲載する

② 回答日 令和8年1月23日(金)

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期間 令和8年2月2日(月)から2月16日(月)までの午前8時30

分から午後 5 時まで

ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝日は除く。（郵送の場合
は期間内必着）

- (2) 提出部数 正本：1 部（表紙に所在地、商号又は名称、代表者名を記入し
押印すること）
副本：5 部（全ページ会社名を記載しないこと）

- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれか）

- (4) 提出場所 住所：〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川 149 番地
国東市環境衛生課 環境衛生係

- (5) 企画提案書作成要領

① 基本文項

- ア 提出する書類の企画は、A4 版片とじ・横書き・片面とする。
イ 指定様式があるものはそれを使用し、その他は任意の様式とする。
ウ 提出書類は様式順に並べ、その後に各様式の記載内容が確認でき
る書類を並べて留めること。

② 企画提案書

- ア 提案書（様式 3）
イ 事業提案書（様式 4）
ウ 職員体制・職員配置（様式 5）

1 0 審査結果の通知及び公表について

企画提案書等の提出者には、結果に関わらず結果通知書を送付する。

また、結果は市ホームページにて公表し、公表する項目は最優秀者と優秀者
とする。

1 1 失格基準

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
(2) 見積額が業務委託料の上限額を超える場合
(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(4) 本要領の定めに反した場合
(5) 選定の透明性や公平性を害する行為があった場合

1 2 プロポーザルの辞退

参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を
企画提案書等の提出締切日までに、辞退理由を記した参加辞退届（任意様式）を

提出すること。

1 3 契約手続き等

- (1) 選考委員会が決定した契約候補者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行います。
- (2) 契約候補者との契約協議が不調となった場合は、次点者と随意契約について協議を行うものとします。なお、次点者においても、取得点数が合計点の6割以上必要とする。

1 4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加者負担とする。
- (2) 参加者が1者であっても評価を行い、契約候補者として適当でないと審査された場合(合計点6割未満)には選定しないこととする。
- (3) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市が受託候補者の選定に必要と認める場合は無償で使用することができるものとする。
- (4) プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、選考の結果如何を問わず、プロポーザル終了後も返却しない。また、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができるものとする。
- (5) 本プロポーザルの審査内容は非公表とする。ただし情報公開請求があった場合は、国東市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (6) 現場下見については、事前に担当者まで連絡し日程の調整を行うこと。

1 6 附属資料

別紙 提出書類様式

別紙 国東市葬斎場管理運営業務仕様書

別紙 国東市葬斎場配置図